

令和4年度「JAPANブランド育成支援等事業」

補助金申請に関する説明

中小企業庁 創業・新事業促進課

令和4年度「JAPANブランド育成支援等事業」とは

中小企業庁では中小企業者等が、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、
新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を行う場合に、
その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、
地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的として、
令和4年度当初予算「JAPANブランド育成支援等事業費補助金」を実施します。

中小企業庁HP : <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2022/220517digital-tool.html>



- ✓ 海外向けの商品を製造し販売したが、商品の売上げが伸び悩んでいる…



- ✓ 海外向けに商品開発や自社製品の改良をしたい



- ✓ 現地の展示会に出展したいが、出展費用や外国語版のパンフレットが必要…



- ✓ 海外展開事業に取り組みたいが、相談できる知り合いの専門家がない…



進出先の商習慣や文化を事前に調査し、対応した商品を開発することが重要です。**市場調査から販売戦略立案に係るコンサル経費**の補助を受けることができます。

進出先の市場に合わせた商品開発・改良費用、試作品のテスト販売、知的財産権取得費用に係る経費の補助を受けることができます。

展示会は自社製品の強みや魅力を伝え、商談に繋げることのできる重要な場となります。当補助金では**出展費から運営サポート費用**まで一連の経費の補助を受けることができます。

補助事業を通して、海外展開における専門知識を持つ**「支援パートナー」**が提供する**支援サービス**を受けることができます。

令和4年度「JAPANブランド育成支援等事業」とは

事業概要は以下の通りです。

概要	中小企業者等が、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指そうとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を実施することにより、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援します。
補助金額	500万円以内（下限200万円）※複数者による連携体の場合最大2,000万円以内 ○複数者による連携体（原則として連携体を構成する中小企業者等の全員が、海外販路開拓を目指す必要があります。）として共同申請する場合、1者ごとに500万円上限額を嵩上げし、 <u>最大で2,000万円までの上限額となります。</u> ○5者以上の連携の場合であっても上限額2,000万円は変わりません。共同申請の場合であっても下限額200万円は変わりません。
補助率	1、2年目：2／3以内 3年目：1／2以内 ○日本国内のみでの販路開拓を目指す案件は補助対象となりません。 ○ただし、 <u>3年以内に海外展開を行うことを明確に示した案件は、国内販路開拓に係る部分について補助率1／2以内で補助対象経費とします。</u>
補助事業期間	交付決定日～令和5年3月末日まで

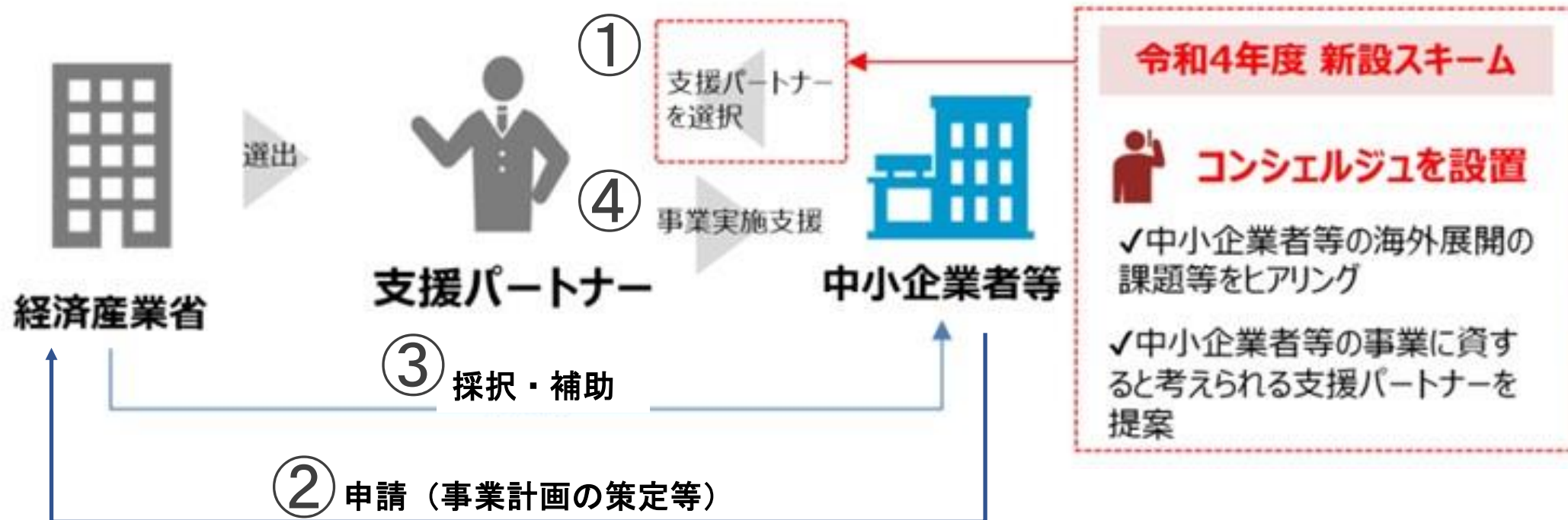
補助対象者

中小企業基本法の規定に加え、特定事業者も対象となります。その他連携体等、詳細は公募要領をご参照ください。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たす会社又は個人)		特定事業者 (以下のいずれかを満たす 会社又は個人)
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く。)	3億円以下	300人以下	500人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	400人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	300人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	
ソフトウェア業、情報処理サービス 業又は旅館業	①～④に準じる		500人以下

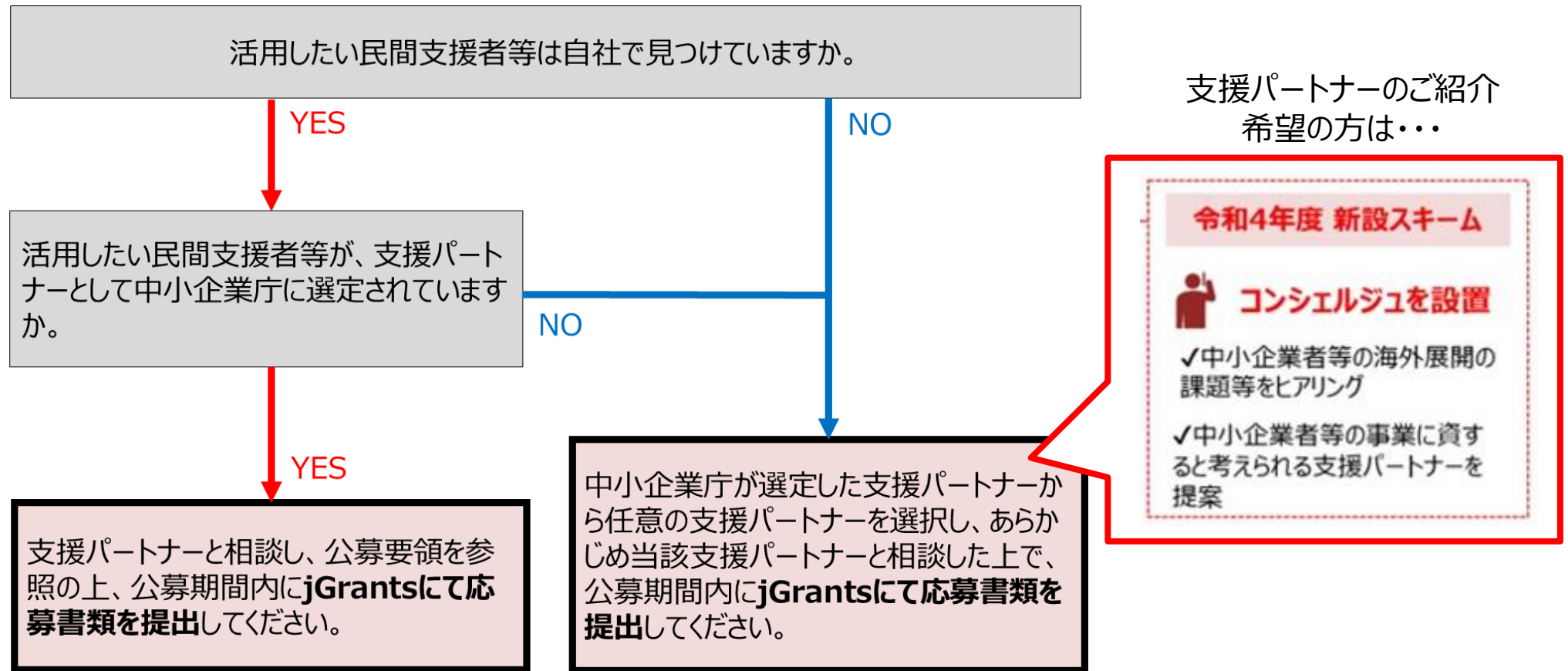
令和4年度「JAPANブランド育成支援等事業」のスキーム

補助金の申請にあたっては、「支援パートナー」が提供する支援サービスを受けることが要件となっています。（「支援パートナー」は、中小企業庁が選定・公表した民間の支援事業者等です。本補助金の計画書や申請書、実績報告書等の代筆、事業計画策定の代行等を行う事業者ではありません。）



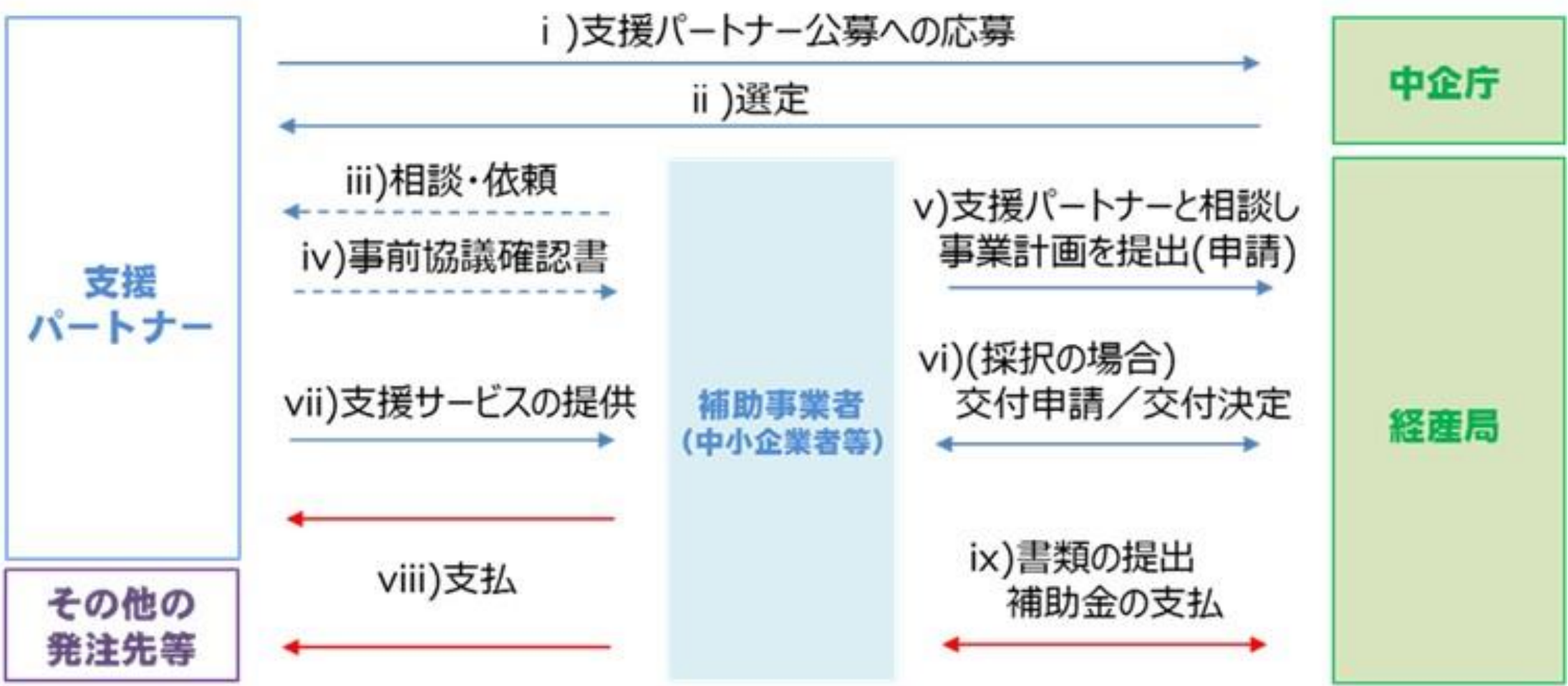
令和4年度「JAPANブランド育成支援等事業」の申請フローについて

補助金申請までのフローは以下の通りです。

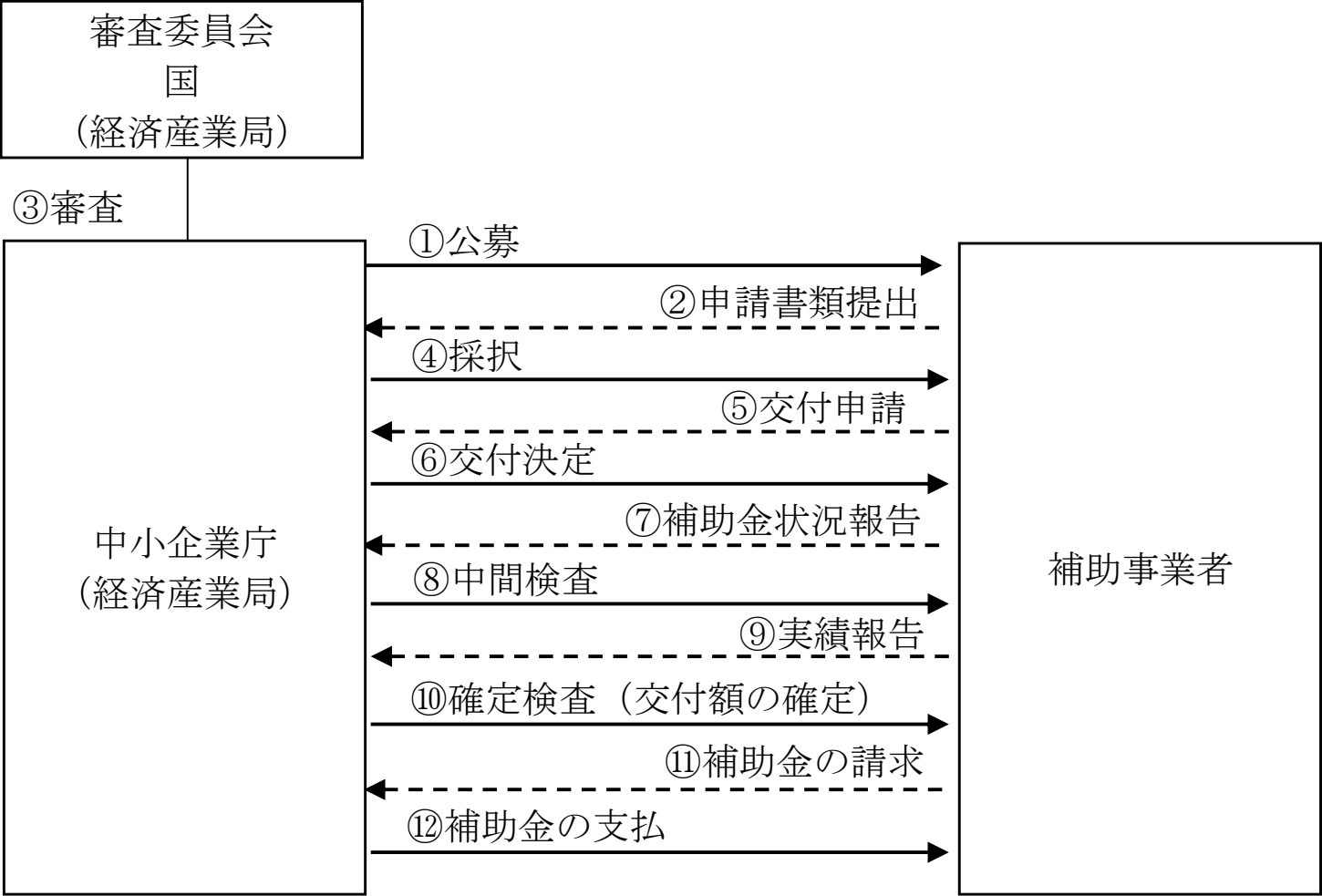


(※)民間支援者等・・・独立行政法人（JETRO、中小機構等）、地方公共団体などは除く

補助事業の流れ



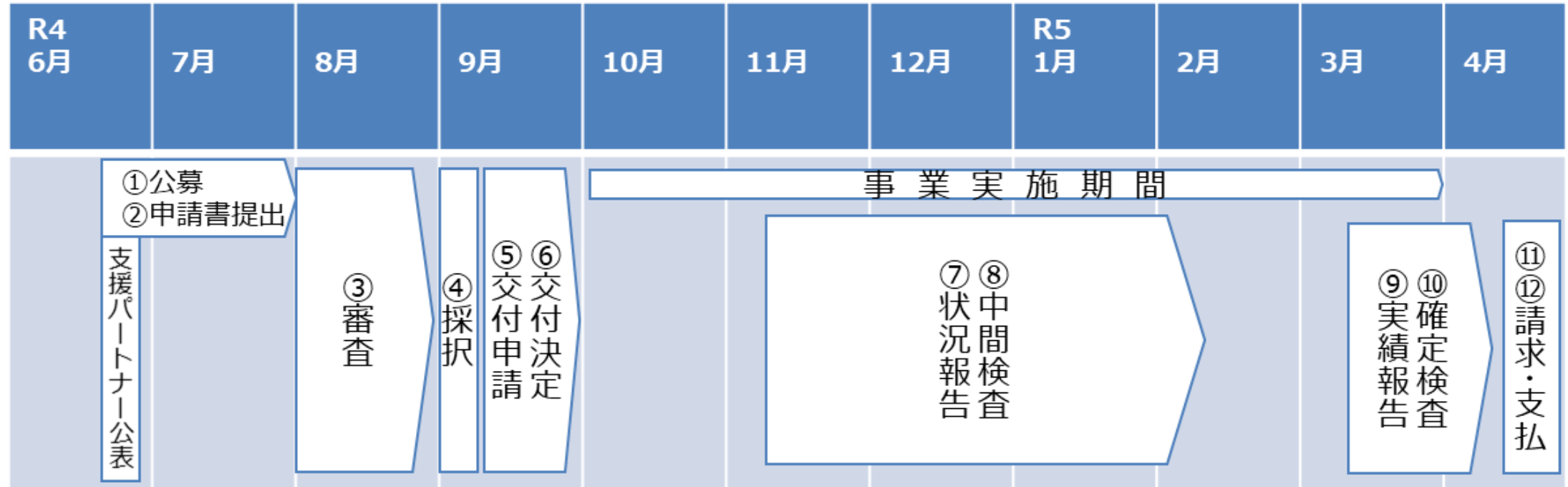
補助事業の流れ（全体）



スケジュール

公募開始：令和4年6月20日(月)

応募締切：令和4年8月1日(月)17：00



JAPANブランド育成支援等事業の申請は、**インターネットを利用した「電子申請（jGrants）」のみ受け付けます**。申請書類の提出先は、主たる事業所を所轄する経済産業局となりますので、該当する経済産業局の申請フォーム上で申請してください。

また、電子申請システムを利用するためには、**事前にGビズ I Dプライムアカウントの取得が必要**となります。アカウントの取得には2～3週間程度が必要です。

補助対象経費の概要

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。

また、対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払を完了したものに限ります。

①謝金 ②旅費 ③借損料 ④通訳・翻訳費 ⑤資料購入費 ⑥通信運搬費 ⑦広報費 ⑧マーケティング調査費 ⑨産業財産権等取得等費 ⑩展示会等出展費 ⑪雑役務費 ⑫講座受講料 ⑬原材料等費 ⑭機械装置等費 ⑮設計・デザイン費 ⑯委託・外注費

支援パートナーに対して支払う経費は、補助対象経費として計上することができます。支援パートナーからは支援に係る見積書の提出を求めることができますので、事前の見積金額を元に補助対象経費を算出してください。**見積金額を元に算出した補助対象経費は「⑯委託・外注費」として計上した上で、支援パートナーに対する支払とその他の事業者に対する支払は、「⑯委託・外注費」内で区別できるよう記載してください。**

その他、詳細は公募要領をご参照ください。

【注意】 補助対象とならない経費の例

当補助金では、以下の費用は、補助対象経費となりませんのでご注意ください。

これらの例に限らず、詳細は公募要領や経済産業省大臣官房会計課作成「補助事業事務処理マニュアル」を確認し、「何が補助対象で何が補助対象ではないか」を把握した上で、申請するようにしてください。

- ①本事業（補助金による活動）に使用したものとして明確に区分できない、または、証拠書類によって金額等が確認できない
- ②1件あたり10万円（税込み）を要するもので複数者の相見積書又は随意契約の理由書がないもの
- ③中古品で価格設定の適正性が明確でないもの
- ④以下のもの
 - **人件費**(参画補助事業者に加工を依頼した場合や委託した場合の人件費も含む。)
 - **通常の生産活動のための設備投資費用**、パソコンやサーバの購入費、**事業所等に係る家賃**、保証金、敷金、仲介手数料、**光熱水費**
 - **電話料金、インターネット利用料金等の通信費**(海外での Wi-Fi の賃貸料を含む)
 - 販売(テスト販売を除く。)を目的とした製品・商品等の生産に係る経費
 - 商品券等の金券
 - **コピー代、事務用品等の消耗品代**、雑誌・新聞購読料、団体等の会費
 - 飲食、奢侈、娯楽、**接待の費用**
 - 不動産の購入費、車両、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
 - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - 金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く。)
 - **公租公課**（輸出先国での関税を含む。）（旅費にかかる海外における出入国税を除く。消費税等の扱いについては、9. その他(1)(P 21 参照)をご参照ください。)
 - V A T (付加価値税)等の還付制度が適用され、実際に還付された金額(補助事業終了後に還付された金額を含む)及び還付手続きに係る委託費や手数料
 - 各種保険料(旅費にかかる航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。)
 - **借入金などの支払利息及び遅延損害金**
 - 補助金計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
 - 上記のほか、**公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費**

応募時に補助対象外経費が補助事業の経費として計上されることのないよう十分にご注意ください。補助対象とならない経費が計上されている事業計画については、本事業の内容を十分に理解していないとして、審査が行なわれない場合があります。

申請について

補助金申請は、下記書類をjGrants（電子申請システム）にて提出することが必要となります。詳細は公募要領等もご確認ください。（連携体による共同申請等含む）

申請先サイト：<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000006F75REAS>

■ 提出書類

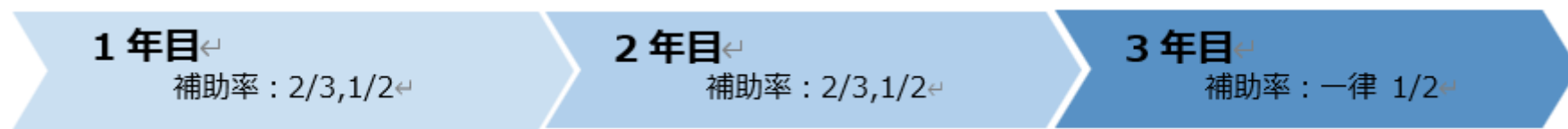
- ✓ 補助事業計画書（必須）
- ✓ 海外展開ロードマップ（必須）
- ✓ 補助事業参加者（共同申請の場合は必須）
- ✓ 経費明細表（必須）
- ✓ 経費一覧表（必須）
- ✓ 役員名簿等（必須）
- ✓ 事業実施に際しての確認票（必須）
- ✓ 支援パートナー事前協議確認書（必須）
- ✓ 申請者の決算書（必須）
- ✓ ミラサポplusにより作成した申請者の「電子申請サポート」の事業財務情報（必須）
- ✓ 共同実施に関する規約の写し（共同申請の場合は必須）
- ✓ 債務超過を解消する具体的な計画等＜直前の財務状況が債務超過である場合＞（任意）
- ✓ 事業概要が確認できるパンフレット、約款等（任意）
- ✓ 賃金引上げの誓約書（賃上げに係る加点措置を希望する場合は必須）
- ✓ 現在支給している賃金が見える賃金台帳等の写し（賃上げに係る加点措置を希望する場合は必須）

<注意事項>

- ① 申請時に**補助金額の下限額（200万円）**に達していない場合、必須要件を満たしていないとして判断し、審査の対象となりません。
- ② 同一のブランド等を使用する事業について、個別に申請を行った場合、その全ての事業が採択されない可能性があります。同一の内容で申請する場合、連携体としての申請を検討してください。

複数年の採択・過去採択されている場合について

本事業は、同一の事業内容にて連続して最大3年間、補助を受けることができますが、本年度の採択が次年度以降の採択を確約するものではありません。過去に採択されている場合、過去の申請と同一の内容での採択は行われません。



- ① 本事業は、同一の事業内容（各年ごとに達成すべき指標を明確に示し、それに向けた事業遂行をするものに限る。）で連続して最大3年間、補助を受けることができます。ただし、本年度の採択が次年度以降の採択を確約するものではありません。次年度に再度申請し採択される必要があります。その際、本年度の事業終了時から次年度の交付決定までの間の期間にかかる経費は補助対象となりません。
- ② 申請時において、必ずしも複数年（2年間、3年間）の補助事業計画を策定する必要はありません。
- ③ 2年目とは、同一の事業内容で昨年度 J A P A Nブランド育成支援等事業に採択された場合に該当します。
- ④ 3年目とは、同一の事業内容で過去2年連続して J A P A Nブランド育成支援等事業（令和2年度第1次補正予算 J A P A Nブランド育成支援等事業（特別枠）は除く。）に採択された場合に該当します。
- ⑤ 2年目、3年目の事業者は、これまでの補助事業の成果や反省（成功・失敗の要因分析を含める）を補助事業計画書（様式1「事業内容③これまでの取り組み内容」）に明記してください。不明確である場合、これまでの補助事業に効果がなかったとして、採択いたしません。
- ⑥ 過去に J A P A Nブランド育成支援等事業（戦略策定支援事業、令和2年度第1次補正予算 J A P A Nブランド育成支援等事業（特別枠）は除く。）に代表補助事業者以外で参画した事業者が、今回、代表補助事業者となって申請する場合も、これまでの補助事業の成果や反省（成功・失敗の要因分析を含める）を補助事業計画書に明記する必要があります。

※過去に J A P A Nブランド育成支援等事業に採択されている場合

令和2年度以前に J A P A Nブランド育成支援等事業に採択されており、今回1年目として申請する予定の事業者は、過去の補助事業の成果や反省（成功・失敗の要因分析を含める）を補助事業計画書（様式1「事業内容③これまでの取り組み内容」）に明記してください。その場合、過去の申請内容と同一の事業内容の場合は採択いたしません。

補助事業者の義務

■ 報告や承認を求める必要があるもの

- ✓ 交付決定を受けた後の計画変更 → 事前に所轄の経済産業局長の承認
- ✓ 補助事業の完了・中止 → 所轄の経済産業局長に報告書の提出
- ✓ 9月30日または交付決定日から起算して3ヶ月後 → 遂行状況報告書の提出
- ✓ **終了後5年間、毎年「事業化状況」を所轄の経済産業局長に報告、その他調査協力**

■ 補助金の返還等が必要となるもの

- ✓ 補助事業の実施を他に供与したことによる収入 → 収入の一部を国に納付
- ✓ 補助金で取得した産業財産権の譲渡 → 所轄の経済産業局長に届出
- ✓ 補助金で取得した財産の処分（譲渡、通常事業に使用、等）
→ 事前に所轄の経済産業局長の承認、収入の一部を国に納付
- ✓ 補助金の交付を受けた海外付加価値税の還付 → 原則、還付制度を利用し、所轄の経済産業局長に報告

■ 参照すべきルール等

「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

■ 中小企業庁や所轄の経済産業局の实地検査への協力等

お問い合わせ先



各都道府県を管轄する経済産業局または事務局へお問い合わせください。

○JAPANブランド育成支援等事業費補助金に関すること

北海道経済産業局 : 011-756-6718

: hok-new-biz@meti.go.jp

東北経済産業局 : 022-221-4923

: thk-brand@meti.go.jp

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東経済産業局 : 048-600-0264

: kanto-jb@meti.go.jp

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

中部経済産業局 : 052-951-0521

: chiiki-katsuyou@meti.go.jp

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

近畿経済産業局 : 06-6966-6054

: kin-brandshitsu@meti.go.jp

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国経済産業局 : 082-224-5659

: cgk-jb@meti.go.jp

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国経済産業局 : 087-811-8517

: shikoku-shinjigyo@meti.go.jp

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州経済産業局 : 092-482-5424

: kyukokusai@meti.go.jp

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄総合事務所 : 098-866-1755

: jb-okinawa@meti.go.jp

○支援パートナーに関すること

支援パートナー選定・管理事務局（株式会社Resorz内） : 03-6823-2274

: info@japanbrand2022.go.jp